

宮城県公報

宮 城 県
（総務部私学文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則	頁
○事務委任規則の一部を改正する規則	一
○ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則	一
○事務決裁規程の一部を改正する訓令	五

規 則

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十三号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項に次の一号を加える。

四十六 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則（平成二十六年宮城県規則第七十四号）第六条第

一項の規定による費用の交付

附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行する。

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則をここに公布する。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第七十四号

ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則

（目的）

第一条 この規則は、肝炎ウイルス検査で陽性と判定された者（以下「陽性者」という。）に対して、医療機関における初回の精密検査又は定期検査に要する費用を毎年度予算の範囲内において交付することにより、陽性者が支払う検査費用の軽減を図ることをもって、陽性者に早期の治療を促し、ウイルス性肝炎患者等の重症化を予防することを目的とする。

（実施方法）

第二条 陽性者が医療機関（健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項第一号に規定する保険医療機関であつて、知事が別に定めるものをいう。以下同じ。）において初回の精密検査又は定期検査を受検し、医療保険各法（健康保険法、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）、私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第二百二十八号）、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）及び地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第五十二号）をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定による医療に関する給付を受けた場合、陽性者が負担した費用を交付する。

2 前項の規定により交付する金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に關し保険者が負担すべき額を控除した額とする。

（対象者）

第三条 初回の精密検査又は定期検査に要する費用の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、県内に住所を有し肝炎ウイルス検査で陽性と判定され、県又は仙台市によるその後の医療機関の受診状況や診療状況の確認を承諾した者で、医療保険各法に規定する被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律に規定する被保険者とする。

（対象費用）

第四条 初回の精密検査の対象費用は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び次の各号に定める検査に関連する費用として知事が認めたもの（医師が真に必要と判断したものに限り）とする。

一 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査又は末梢血液像）

二 出血・凝固検査（プロトロンビン時間又は活性化部分トロンボプラスチン時間）

三 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-

G T、総コレステロール、A S T、A L T、L D又はZ T T)
 四 腫瘍マーカー（A F P、A F P Ⅱ三パーセント、P I V K A Ⅱ半定量又はP I V K A Ⅱ
 定量）

五 肝炎ウイルス関連検査（H B e 抗原、H B e 抗体、H C V 血清群別判定又はH B V ジェノタイプ
 プ判定等）

六 微生物核酸同定・定量検査（H B V 核酸定量又はH C V 核酸定量）

七 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））

2 定期検査の対象費用は、初診料、再診料、ウイルス疾患指導料及び前項各号に掲げる検査に関連
 する費用として知事が認めたもの（医師が真に必要と判断したものに限り。）とする。

3 前項の規定にかかわらず、肝硬変又は肝がん（治療後の経過観察を含む。）に係る定期検査の場
 合には、超音波検査に関連する費用に代えてC T 撮影検査又はM R I 撮影検査に関連する費用（造
 影剤を使用した場合の加算等の関連する費用を含む。）を対象とすることができる。

（交付回数）

第五条 交付回数は、次の各号に定めるとおりとする。

一 初回の精密検査 一回

二 定期検査 年一回

（費用の交付）

第六条 対象者が医療機関に支払った費用は、対象者からの請求に基づき、当該対象者に対して交付
 する。

2 前項の規定による請求をしようとする対象者は、肝炎検査費用請求書（様式第一号）を知事に提
 出しなければならない。

3 定期検査費用の請求をしようとする対象者は、前項の肝炎検査費用請求書に定期検査費用の助成
 に係る医師の診断書（様式第二号）を添付しなければならない。

（委任）

第七条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成二十六年十一月一日から施行し、同年四月一日以後に受検した初回の精密検査又
 は定期検査に係る費用から適用する。

様式第1号 (第6条関係)

肝炎検査費用請求書

平成 年 月 日

宮城県知事 殿

肝炎検査 (初回の精密検査 ・ 定期検査) に要した費用を下記のとおり請求します。

請求金額: _____ 円 印

(請求者) 住所:

氏名: _____ 印

電話番号 _____ - _____

(対象者との続柄: _____)

フリガナ			性別	生年月日	
対象者氏名			男・女	明 昭 大 平	年 月 日 生
住 所	〒 _____ 電話番号 (_____)				
対象者の 加入医療 保 険	被 保 険 者 氏 名			対 象 者 と の 続 柄	
	保 険 種 別	協・船・組・共・国・後		被 保 険 者 証 の 記 号 ・ 番 号	
	被 保 険 者 証 発 行 機 関 名				
	所 在 地				
振 込 口 座 (対象者名 義の口座)	フリガナ				
	口 座 名 義				
	金 融 機 関 名			店 舗 名	
	口 座 種 別	普通 ・ 当座		口 座 番 号	

- (注) 1 初回の精密検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書及び肝炎ウイルス検査の結果通知書を添付してください。
- 2 定期検査の場合、本請求書に医療機関の領収書、診療明細書、世帯全員の住民票の写し、世帯全員の住民税非課税証明書及び定期検査費用の助成に係る医師の診断書(様式第2号)を添付してください。
- 3 医療機関によっては、診療明細書や診断書に費用がかかる場合がありますが、その費用は自己負担となります。

様式第2号 (第6条関係)

定期検査費用の助成に係る医師の診断書

フリガナ		性別	生年月日	
患者氏名		男・女	明 昭 大 平	年 月 日 生
住 所	〒 - 電話番号 ()			
検査所見	直近の所見を記入する。 1 肝炎ウイルスマーカー (検査年月日 平成 年 月 日) HBs抗原 (+, -) HBV - DNA 定量 _____ (単位: , 測定法) HCV - RNA 定量 _____ (単位: , 測定法) 2 血液検査 (検査年月日 平成 年 月 日) AST _____ IU / l (施設の基準値: _____ ~ _____) ALT _____ IU / l (施設の基準値: _____ ~ _____) 血小板数 _____ / μ l (施設の基準値: _____ ~ _____) 3 画像検査 (検査年月日 平成 年 月 日) (所見:) 4 その他 (検査年月日 平成 年 月 日) (所見:)			
その他の記載すべき事項				
診 断	該当する診断名にチェックし、項目に○をしてください。 <input type="checkbox"/> 慢性肝炎 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝 硬 変 (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> 肝 が ん (B型肝炎ウイルスによる・C型肝炎ウイルスによる) <input type="checkbox"/> そ の 他 ()			
医療機関名及び所在地		記載年月日 平成 年 月 日		
医師氏名		印		

訓 令 甲

○宮城県訓令第十九号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和三十五年宮城県訓令第二十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一 疾病・感染症対策室長の専決事項の項に次の一号を加える。

十二 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則（平成二十六年宮城県規則第七十四号）第六条第一項の規定による費用の交付

別表第七 保健所の地域保健福祉部長の専決事項の項に次の一号を加える。

十二 ウイルス性肝炎に係る検査費用交付規則第六条第一項の規定による費用の交付（支所の事業担当区域に係るものを除く。）

別表第七 塩釜保健所の支所長の専決事項の項第一号中「第十一号」を「第十二号」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月一日から施行する。